

第7回危機対策本部員会議（新型インフルエンザ対策）
次 第

[H21.9.17 (木) 11:00～]
第1会議室

- 1 新型インフルエンザ患者の発生状況について
- 2 県民への情報提供について
- 3 新型インフルエンザワクチンの接種について
- 4 医療体制の確保に向けた対応について
- 5 「基本的対処方針」の改定について

(資料)

- 1 インフルエンザ患者の発生状況について・・・・・・・・・・・・ 資料 1
- 2 広島県における新型インフルエンザの流行シナリオ・・・・・・ 資料 2
- 3 新型インフルエンザの県民への情報提供について・・・・・・ 資料 3
- 4 新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの
接種事業の実施概要（案）・・・・・・ 資料 4
- 5 医療体制の確保に向けた対応について・・・・・・・・・・・・ 資料 5
- 6 基本的対処方針の改定について（案）・・・・・・・・・・・・ 資料 6

インフルエンザ患者の発生状況について

平成 21 年 9 月 17 日

健 康 福祉 局

1 県内の発生状況等

(1) 入院患者と集団発生等

週数	27週～31週 (6/29-)～(7/27-)	32週 (8/3-)	33週 (8/10-)	34週 (8/17-)	35週 (8/24-)	36週 (8/31-)	37週 (9/7-)	計
入院患者数	5	2	0	2	0	0	2	11
集団発生	21	3	2	4	11	28	22	91
学校休校	14	0	0	0	3	10	18	45

(2) 定点医療機関報告

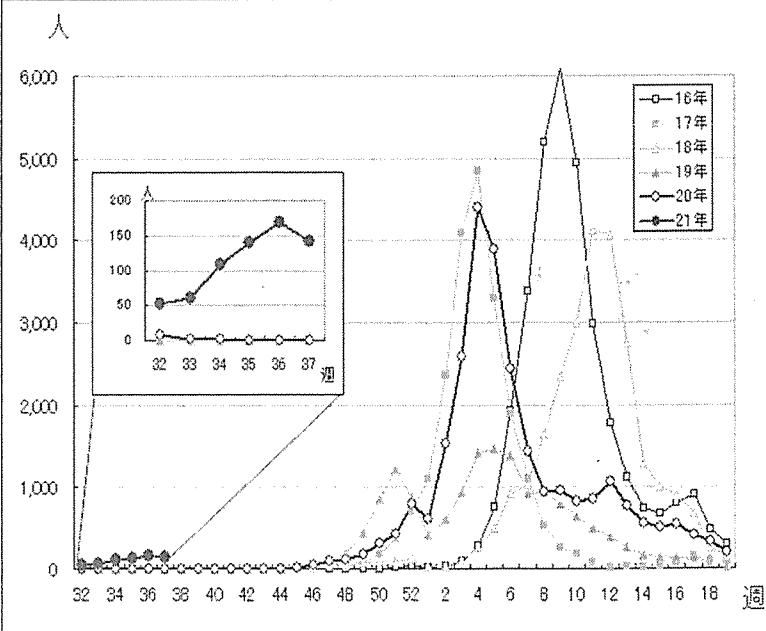
週数	27週 (6/29-)	31週 (7/27-)	32週 (8/3-)	33週 (8/10-)	34週 (8/17-)	35週 (8/24-)	36週 (8/31-)	37週 (9/7-)
報告数	20	41	53	61	108	140	168	142
県定点	0.17	0.36	0.46	0.54	0.94	1.22	1.46	1.23
全国定点	0.16	0.56	0.99	1.69	2.47	2.52	2.62	3.21

2 保健所別定点報告状況（第37週）

3 インフルエンザ患者数グラフ

(県内定点報告数、年別比較)

保健所名等		第37週	
全 国		3.21	
		15,382	
広 島 県		1.23	
		142	
県 保 健 所	西 部	大竹市、廿日市市、安芸高田市 安芸郡、山県郡、江田島市	0.69 11
	西部東	竹原市、東広島市、豊田郡	3.60 36
	東 部	三原市、尾道市、世羅郡 府中市、神石郡	0.67 10
	北 部	三次市、庄原市	0.50 3
			0.77
			10
呉 市			0.72
			13
福 山 市			1.59
			59
広 島 市			



広島県における新型インフルエンザの流行シナリオ

平成 21 年 9 月 17 日
健 康 福 祉 局

1 概 要

厚生労働省が流行动態を数理モデルにより推計した流行シナリオを本県の人口に置き換えて按分し、算出したものである。なお、これらは医療体制を確保するための参考として示す仮定の流行シナリオであり、実際の流行予測を行ったものではない。

2 患者数等

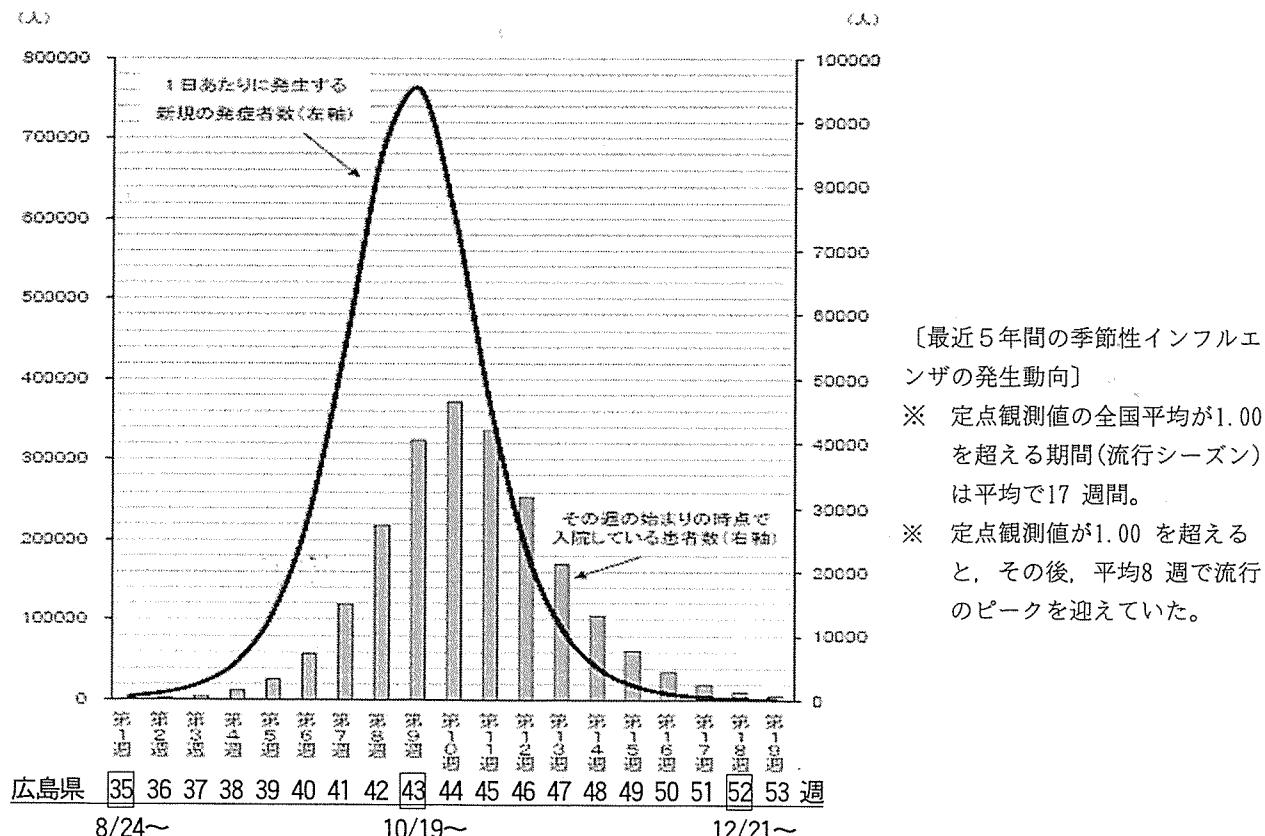
区 分	指 標	広島県(人)	全 国(人)
総人口		2,870,000	127,773,000
患者数	発症率 20% (対人口)	574,000	25,564,600
入院者数	入院率 1.5% (対患者数)	8,610	383,300
一日最大入院者数	36.3 人 (人口 10 万人対)	1,041	46,400
重症者数	重症化率 0.15% (対患者数)	861	38,300
一日最大重症者数		104	4,640

3 ピーク時における一日最大入院患者数推計の内訳

(発症率 20%, 単位: 人)

区 分	人口 10 万人対	広 島 県	全 国
乳幼児 (0-5 歳)	2.7	77	3,500
小 児 (6-15 歳)	9.2	264	11,800
成 年 (16-64 歳)	15.6	447	20,000
高齢者 (65 歳以上)	8.7	249	11,100
合 計	36.3	1,041	46,400

参考 想定される流行の動向 (全国, 発症率 20%)



新型インフルエンザの県民への情報提供について

平成21年9月17日

健 康 福祉局

1 趣旨

- (1) 新型インフルエンザ(A/H1N1)については、既に流行期に入っていると考えられ、大多数の人に免疫がないことから、季節性のインフルエンザを大きく上回る感染者が発生するおそれがある。
- (2) そのため、手洗い・うがいの徹底など感染予防の呼びかけや、重症化リスクの高い妊婦、基礎疾患を有する方などへの啓発を行う必要があり、これまでのマスコミを通じた広報等と併せて、リーフレットを全世帯へ配布するなどにより、広く県民への周知を図る。

2 リーフレットの概要

- (1) 新型インフルエンザの主な症状
- (2) 手洗い・うがいの徹底など予防のポイント
- (3) 症状が出た場合の対応（緊急の場合を除き、夜間・休日の受診は控えることなど）
- (4) 妊婦、基礎疾患（慢性の呼吸器疾患、心疾患等）のある方への啓発
- (5) 自宅療養のポイント（患者やその家族への留意事項など）
- (6) 児童・生徒の保護者への留意事項

3 啓発・広報計画

- (1) 新聞折込によりリーフレットを全世帯へ配布（9月23日）
- (2) 県・市町の庁舎及び公共施設等での配布（9月24日以降）
- (3) 県ホームページに掲載（9月24日）
- (4) 公共交通機関の主要駅・バス車内及び主要駅・パーキングエリア等での配布（9月下旬）

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種事業の実施概要（案）

平成21年9月8日

厚生労働省

1 今般の事業の目的

- 今般の新型インフルエンザ（A／H1N1）については、多くの者が比較的軽症で回復しているなど、季節性インフルエンザと類似している点が多い。しかしながら、妊婦、基礎疾患有する者、小児等の一部の者の中には、重症化する事例も報告されており、今般の新型インフルエンザによる健康被害を最小限のものとするためには、予防接種による重症化防止が重要である。
- 現在、製造販売業者において、ワクチンの製造が進められているところであるが、当面、その生産量は限られており、接種を希望する者のうち、より必要性の高いものが、優先的に接種を受けられなくなる可能性がある。
- このため、臨時応急的に、国が一元的にワクチンを確保するとともに、国及び地方公共団体が以下の役割の下、重症化するおそれが高い者に対する優先的な接種機会を確保する。

2 各事業実施主体の役割

- 国は、医学的な知見等に基づき接種の優先順位を設定するとともに、ワクチンの確保を行う。また、ワクチン接種を行う医療機関と委託契約を締結し、ワクチンの接種を実施する。
- 都道府県は、当該都道府県内における具体的な接種スケジュールを設定するとともに、医療機関の在庫量等を把握して、ワクチンの円滑な流通を確保する。
- 市町村は、医師会等と連携して、ワクチン接種を行う医療機関（受託医療機関）を確保するとともに、住民に対し、ワクチン接種を受けられる時期、受託医療機関等を周知する。

- 受託医療機関は、国と委託契約を締結し、窓口で対象者の確認を行い、ワクチンを接種するとともに、市町村及び都道府県を通じて、必要な報告を行う。

3 接種の優先順位

- 接種の優先順位は、今般の新型インフルエンザに感染した場合の重症化するリスクや社会に対する影響等を総合的に勘案し、設定する。現時点では、

- ① インフルエンザの患者診療に従事する医療従事者
- ② 妊婦及び基礎疾患有する者
- ③ 1歳～就学前の小児
- ④ 1歳未満の小児の両親

の順に優先的に接種を開始し、その他の者として小中高校生及び高齢者についても、優先的に接種することが望ましいとの案を提示し、パブリックコメント等により、幅広く、国民のご意見を伺っているところであり、今月末を目途に決定することとしている。

- 都道府県は、接種の優先順位に応じて、国が示した標準的な実施時期を参照して、ワクチンの流通状況を踏まえ、当該都道府県内における具体的な接種スケジュールを設定し、市町村等に通知するとともに、広く住民に周知する。

4 医療機関の選定

- 国は、医師会や市町村の協力を得つつ、受託医療機関と、予防接種の接種に関する委託契約を締結する。

具体的には、都市医師会が、契約を希望する医療機関をとりまとめ、都道府県医師会及び市町村に通知する。

都道府県医師会は、上記の医療機関を代理して、国と予防接種の接種等に係る委託契約を締結する（契約の事務は、地方厚生局において行う）。

また、市町村は、当該市町村内に、都市医師会がまとめた医療機関以外に接種の実施が必要と認める医療機関が存在する場合には、当該医療機関と調整の上、地方厚生局に通知することとし、国は、当該医療機関についても個別に委託契約を締結する。

5 接種方法

- 受託医療機関は、国との委託契約に基づき、卸売業者からワクチンを購入し、ワクチンの接種を希望する優先接種対象者を、母子健康手帳（妊婦、1歳未満の小児の家族）や被保険者証（健康な小学生、中・高校生など）等で確認し、ワクチンを接種する。
- 基礎的疾患を有する者への接種は、かかりつけの医療機関が行うことを基本とするが、当該医療機関以外の医師が行う場合は、主治医が発行した優先接種対象者証明書で確認した上で、接種を行う。
- ワクチン接種は、受託医療機関において予約制で実施するのを原則とする。なお、受託医療機関以外で集団的な接種を行う場合には、一定の安全性の要件を満たすことを条件として、これを認める。

6 ワクチンの配分と円滑な流通の確保

- 都道府県は、ワクチンの円滑な流通が確保されるよう、受託医療機関の在庫状況等の情報を把握するとともに、卸売業者を通じて、ワクチンの配分を行う。
- 受託医療機関は、都道府県に対し、定期的にワクチンの在庫量及び必要量を報告する。

7 費用負担

- 今回のワクチンの接種については、個人予防を主たる目的とすることから、国は、予防接種法の定期接種に準じて、受託医療機関を通じてワクチンの接種を受けた者又はその保護者から、実費相当額を徴収する。

※ 低所得者の負担軽減措置の在り方は、今後検討する。

8 ワクチンの接種の安全性の確保と健康被害の補償

- 今般の新型インフルエンザワクチンの効果は、明確に確認されていないことから、国はその接種に当たっては、十分に安

全性の確保に努めるとともに、ワクチンの安全性、有効性について、医療関係者、国民に幅広く情報提供する。

- 受託医療機関等は、ワクチンの重篤な副反応について、国に直接報告することとする。
- 今回のワクチンの副反応については、上記の予防接種法に準じた把握の他、薬事法に規定する製造販売事業者及び医薬関係者による副作用報告、欧米等の規制当局、WHOからの安全性情報の入手により把握する。
- 副反応の評価については、ワクチン接種との関連性や接種規模を踏まえて、発生状況などについて専門家による評価を行い、迅速な安全対策を講ずることとする。また、副反応を科学的に評価するためのデータを収集するシステムについて、専門家の意見を聞きながら検討する。
- ワクチンの接種に伴い生じた健康被害の補償の在り方については、今後検討する。

9 広報

- 国は、今回のワクチン接種事業の趣旨、内容等について政府広報等により周知するとともに、あわせて、ワクチン接種に係るQ & A等を作成し、提供する。
- 都道府県及び保健所設置市は、新型インフルエンザに係る既存の相談窓口等の充実を図り、ワクチン接種に関する住民からの相談に応じる。
- 市町村は、都道府県と連携し、住民に対し、ワクチン接種が受けられる時期、受託医療機関等を周知する。

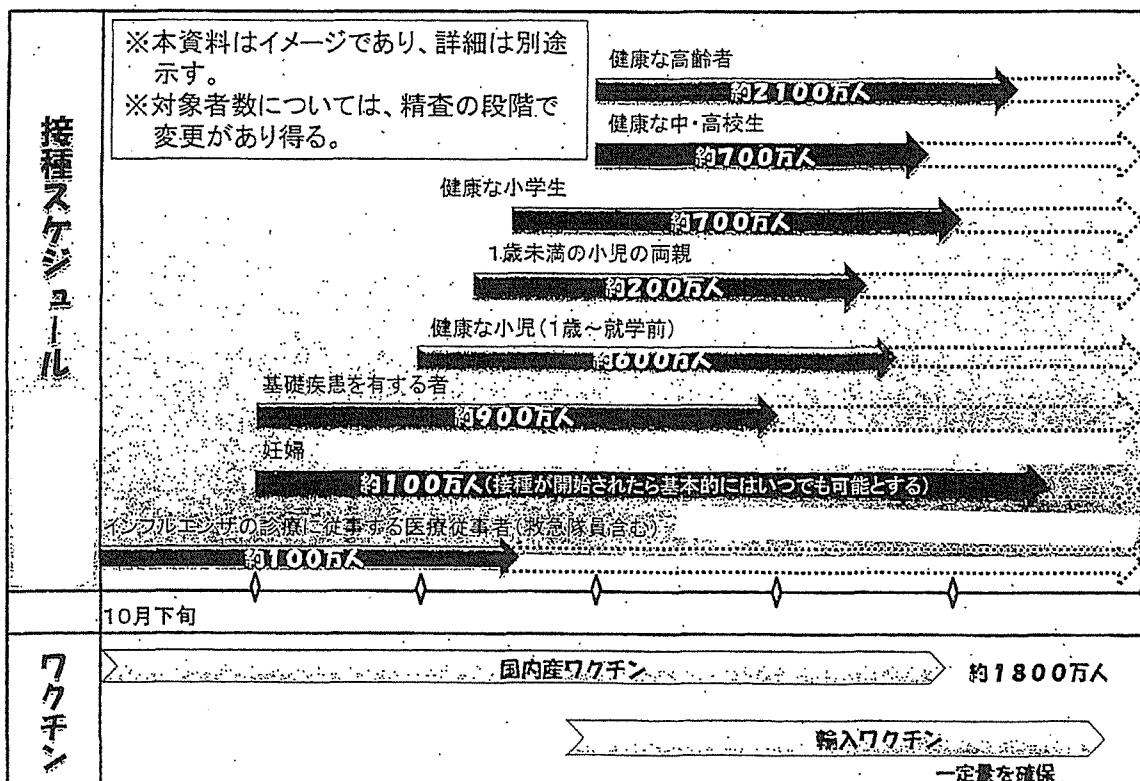
接種の優先順位

対象者	理由	参考人数	
優先接種対象者	インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者(救急隊員含む)	インフルエンザ患者から感染するリスクが高く、医療体制に支障を来す恐れがある ⇒必要な医療体制を維持するために接種が必要	約100万人
	妊婦	新型インフルエンザに罹患して、重症化、死亡する割合が他の対象者に比べ高い ⇒死者や重症者を減らすために接種が必要	約100万人
	基礎疾患有する者		約900万人
	小児(1歳～就学前)	海外事例において乳児の入院率が高いこと、国内事例において幼児の重症例がみられ、小児の感染率が高いことが示唆されている。 ⇒死者や重症者を減らすために接種が必要 ※ただし、1歳未満の小児は、予防接種による効果が小さい →1歳未満の小児の両親に接種	約600万人
その他	1歳未満の小児の両親		約200万人
	小中高校生	発症者の多数が10代以下の若年層。発症者数が多いため、相対的に重症者が多数発生するおそれ ⇒死者や重症者を減らすために接種が望ましい	約1,400万人
高齢者(65歳以上)	現時点では、発症者は少ないが、今後、患者が増加した場合、重症化する高齢者が多数発生する可能性 ⇒死者や重症者を減らすために接種が望ましい	約2,100万人 (基礎疾患有する者を除く)	

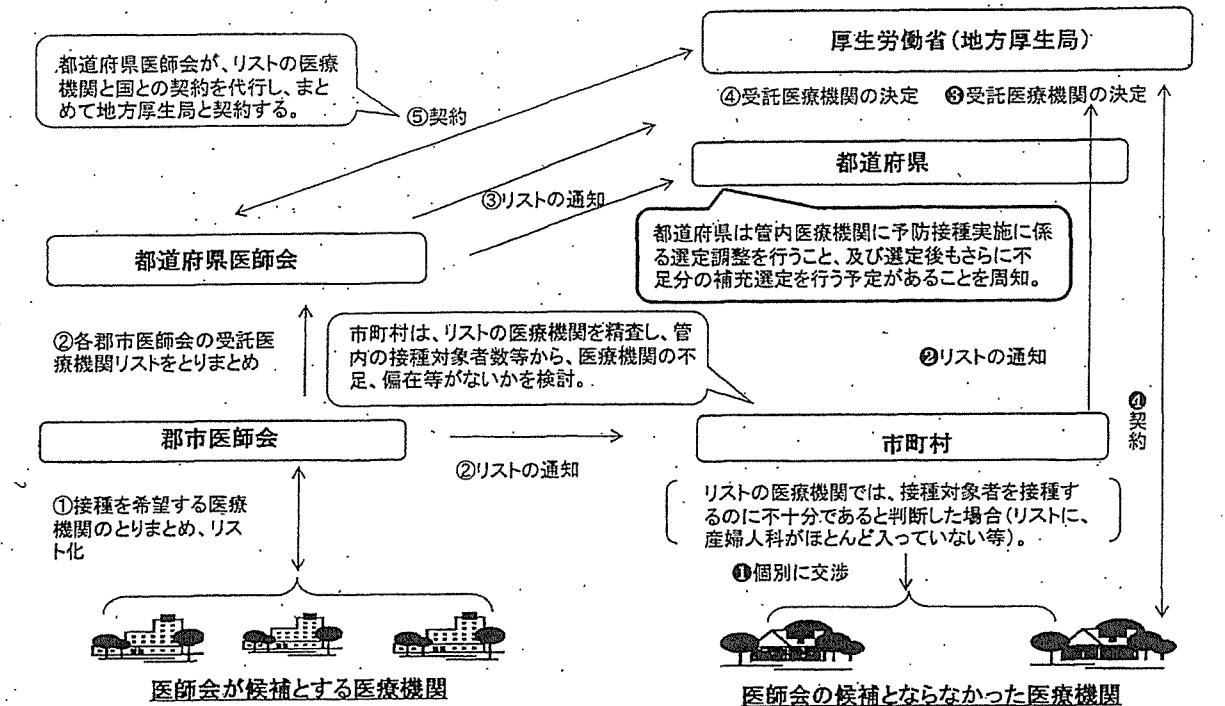
※参考人数については、精査の段階で変更があり得る。

※「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種について(案)」厚生労働省より

接種スケジュール(イメージ)



【それぞれの役割を担う機関の相関図】



新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種事業に係る今後のスケジュール

国、県、市町及び医師会等において実施すべき主な事項（提示時期等の目安）

主体	9月	10月				
	中旬	下旬	月末	上旬	中旬	下旬
国	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関選定の指針（都市医師会・市町が受託医療機関候補をとりまとめる際の留意事項） ○ワクチン接種の基本的考え方の確定（接種の目的・優先接種対象者の考え方・ワクチンの確保等） ○副反応報告要領（医療機関が行う国への副反応報告の手順等） ○ワクチン被接種者向け説明書（案）（今回の予防接種に関するメリット・デメリット等の説明書） ○委託契約書（様式） 	<ul style="list-style-type: none"> ○優先接種対象者の範囲の提示 ○「基礎疾患」の定義確定 ○受託医療機関との契約締結 		<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン使用・保存に関する指針 ○全国受託医療機関一覧・広報 ○標準的接種スケジュールの提示・広報 ○接種者数報告要領の提示 ○都道府県ごとのワクチン配分量の決定 		<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン供給の指針 ○ワクチン出荷開始
県						
市町		<ul style="list-style-type: none"> ●医療従事者数、基礎疾患者数の把握及び国への報告 ●医療機間に對し、受託医療機関となる方法について周知 ●県医師会から受託医療機関リストの受領 		<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な接種スケジュールの決定・広報 ●住民への受託医療機関の周知 ●受託医療機関へのワクチン配分量の決定 		
医師会・医療機関		<ul style="list-style-type: none"> □都市医師会の受託医療機関のとりまとめに関する依頼・協議 □都市医師会からの受託医療機関リストの受領 □受託医療機関の追加調整 □地方厚生局に対し、受託医療機関リストの送付 		<ul style="list-style-type: none"> □住民への接種時期・受託医療機関の周知 		
		<ul style="list-style-type: none"> ■県に対し、都市医師会の協力を得て、医療従事者数を報告 ■県に対し、基礎疾患者数を報告 ■受託医療機関となることを希望する場合の都市医師会への申出 ■受託医療機関の追加に関する市町との調整 		<ul style="list-style-type: none"> ■卸売業者からワクチン購入 (※接種実施中において、受託医療機関は、国への重瞞な副反応報告、県へのワクチン在庫量・必要量の報告、市町への接種者数の定期的な報告等を要する。) 		

※ このスケジュールは、国の方針等の提示時期により異なる場合がある。

医療体制の確保に向けた対応について

平成 21 年 9 月 17 日

健 康 福 祉 局

新型インフルエンザの流行に伴い、今後、患者数の増加が見込まれるため、これに対応した外来医療と、基礎疾患有する患者等が重症化した場合に専門性の高い医療に対応できる入院医療を確保するため、以下の対応を実施する。

1 体制の整備について

(1) 外来診療の強化等

- ・ 医療機関の夜間休日における診療時間の延長を医師会及び病院協会に要請する。
- ・ 軽症者はできる限り平日の日中に受診し、夜間休日の救急受診を控えるよう県民に対して情報提供する。

(2) 入院病床の確保

- ・ 重症患者等のための入院病床の確保について、医師会及び病院協会に要請する。

(3) 医療用資器材の確保

- ・ 基幹病院へ人工呼吸器等を整備する。

(4) 研修等の実施

- ・ 医療従事者を対象に、県内 7 カ所（二次医療圏毎）で、訓練や研修会を実施する。
- ・ 一般医療機関を対象に、感染症講習会（2 カ所）を実施する。

2 医療の提供について

(1) 地域における医療の確保

- ・ 患者の発生動向を地域の関係者で共有するとともに、地域の実情に応じた連絡調整体制を活用して、外来や病床の確保等に万全を期する。
- ・ 医薬品等の安定供給のための監視を実施するとともに、必要に応じて備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を提供する。

(2) 重症患者に対応した広域的な調整

- ・ 重症患者の発生に伴う病診連携がより円滑に行われるよう関係医会や医療機関等と調整し、広域的な受入体制の構築を図る。

(3) 情報提供

- ・ ウィルスの病原性の変化や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調査し、速やかに関係機関に情報提供する。

基本的対処方針の改定について（案）

平成21年9月17日
広島県危機対策本部

県は、新型インフルエンザへの対策を危機管理上の重要な課題と認識し、6月に本県で患者が発生して以降、増加する患者に対応できるよう、全ての医療機関での受診や感染防止策を県民に周知するなど総力を挙げて取り組んできたところである。

しかしながら、全国各地で夏場にもかかわらず感染者数の増加が続き、本県においても8月末には流行の目安となる患者数を確認したところである。

こうした状況を踏まえ、今後、感染の急速な拡大と大規模な流行をできる限り抑制・緩和するとともに、重症者への適切な医療を確保することに重点をおくこととし、次のとおり基本的対処方針を改定する。

一、情報提供

県民及び関係者が、主体的に行動するために必要な情報を、市町と連携して提供し、必要な行動を呼びかける。

(一) 感染しないための取組や必要な療養等に関する情報の県民への周知徹底

- 正確な情報の収集と、冷静な行動
- 感染予防のための、うがい、手洗い等自らできることの励行
- 罹患・発症した場合の留意事項や医療機関への受診手順等
- ワクチン接種に係るスケジュールや接種できる医療機関名等

(二) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報の提供

(三) 事業者等に対する社会機能の維持に向け、必要な情報の提供

二、ワクチン接種

重症者の発生をできる限り減らすため、重症化するおそれが高い者に対する優先的な接種の円滑な推進を図る。

(一) 接種体制の整備

- 接種できる医療機関の確保
- 接種スケジュールの決定・周知
- ワクチンの円滑な供給

(二) 県民への広報・相談対応

三、医療の提供

必要な医療を提供するために、医師会、市町等と連携して次の処置を講じる。

(一) 地域における医療体制の強化

- 原則、すべての医療機関で外来診療を行う等、医療体制の拡充
- 重症者等に適切に対応できる医療体制の確保
 - ・地域における病診連携の強化及び広域的な調整
 - ・基幹病院への人工呼吸器等の整備

(二) 抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄及び円滑な流通体制の確立

四、感染拡大の抑制

感染の急速な拡大と大規模な流行を可能な限り抑制するため、次の処置を講じる。

- (一) 集団発生を早期かつ的確に探知するためのサーベイランスの実施
- (二) 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランスの実施
- (三) 学校・保育施設等で患者が発生した場合の必要に応じた当該学校等への臨時休業の要請
 - (特に必要がある場合には、広域での臨時休業の要請)
- (四) 事業者や学校等に対し、感染の機会を減らすための工夫を検討するよう要請

五、社会機能の維持

社会機能の維持に向けて、事業者等に対し次の処置を講じる。

- 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や注意喚起
- 県の業務継続計画の策定
- 市町やライフライン事業者へ業務継続計画の策定の要請